

観光庁 令和3年度経済対策関係予算事業

地域一体となった観光地の再生・観光サービスの高付加価値化事業

地域一体型【地域公募要領】（第二版）

（第二次公募期間）＊公募手続の詳細は、P.5以降をよくご確認ください。

公募開始：令和4年6月1日（水）

受付締切：令和4年6月30日（木）17:00

◇ 申請は、特設Webサイトの申請フォームより行ってください。

（本公募のお問い合わせ先）

○「地域一体型」について

◇ 地域一体となった観光地の再生・観光サービスの高付加価値化事業 事務局（地域観光再生事務局）

TEL：03-6700-5080

◇ 問い合わせの対応時間は、9:30～18:00（日祝日及び年末年始を除く）となります。本公募要領及び以下の特設webサイト掲載情報（随時更新します）をご確認いただいたうえで、ご不明な点があればお問い合わせください。

（特設WebサイトURL）<https://kankosaisei.net/>

令和4年6月

地域一体となった観光地の再生・観光サービスの高付加価値化事業 事務局

目次

I. 事業の目的.....	3
1. 事業の目的	3
II. 「地域一体型」候補地域に係る公募.....	3
1. 本公募の内容	3
2. 公募要件	4
3. 申請手続き	5
4. 採択基準	5
5. 採択結果	6
6. 「候補地域」採択後の流れ	6
7. その他、重要事項（申請及び候補地域採択後の注意事項等）	9
付録.....	10
1. 「地域一体型」補助対象事業（6月1日時点）	10
2. 補助対象事業者	11
3. 想定される補助対象経費・補助対象外経費（一例）	12

I. 事業の目的

1. 事業の目的

『地域一体となった観光地の再生・観光サービスの高付加価値化事業』（以下「本事業」という。）は、地域※¹で立案する宿泊施設の改修等を含む、観光地再生に向けた地域観光拠点再生計画（以下「地域計画」という。）等に基づき実施される取組を支援する事業です。事業者等が単独で行う改修等を個々に支援するものではありませんので、ご注意ください。

Ⅱ以下に記載する公募は、地域一体となった観光地の再生・観光サービスの高付加価値化事業「地域一体型」事務局（以下「事務局」という。）による伴走支援※²を活用しながら地域計画を策定する地域（以下「候補地域」という。）を公募（以下「本公募」という。）するものです。

自治体やDMO、地域の事業者間でよく協議いただき、合意形成のうえ、連携意欲をもって応募いただくようお願いします。

- ※1 宿泊客が滞在期間中に回遊するような一定範囲のエリア、たとえば「〇〇温泉」などと一般的に呼称されている範囲の地域を想定しています。
- ※2 事務局の地域担当及び各種分野の専門家を派遣し、地域計画の熟度を高めるための支援を行います。詳細はP. 6をご確認ください。

Ⅱ. 「地域一体型」候補地域に係る公募

1. 本公募の内容

「Ⅰ－1. 事業の目的」のとおり、本公募はあくまでも伴走支援を行う地域を採択するための公募です。本公募において採択となった地域は、伴走支援を活用しながら地域計画の策定に取り組めます。地域計画が一定水準に達した段階で有識者による審査（以下、「計画審査」という。）に諮り、計画審査の結果、採択となった地域計画に基づく改修等の事業について、必要な交付申請手続きを経て実施していくこととなります。なお、事業の完了期限は令和5年2月28日です。期限までに精算を含め完了させる必要があります。

本事業の大まかな流れ及び本公募の位置づけは、以下のとおりです。

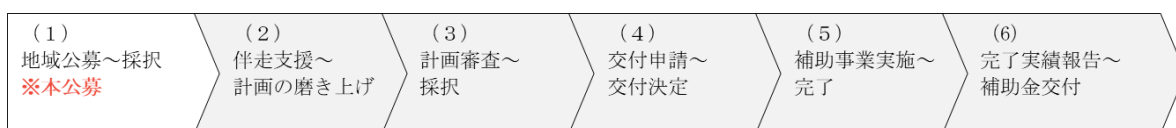


図1：本事業の流れ及び本公募の位置づけ

（１）地域公募～採択

面的に観光地を再生・高付加価値化する意欲のある地域を募り、事務局による審査を経て、候補地域として採択します。

（２）伴走支援～計画の磨き上げ

事務局による伴走支援を活用しながら、地域計画の策定に取り組みます。伴走支援においては、必要に応じて事務局が提案する項目（例：参加事業者数の増加、金融機関との協議等）について検討いただき、その後、事務局が派遣する専門家と協力して計画を磨き上げていただくことを想定しています。

なお、伴走支援期間は原則として、候補地域採択時から最長半年程度とし、これを超える場合はいったん伴走支援を打ち切り、候補地域でなくなります。

（３）計画審査～採択

伴走支援等により一定水準に達した地域計画は、有識者による審査に諮ります。なお、計画審査の結果、不採択となる場合もありますのでご注意ください。

（４）交付申請～交付決定

計画審査の結果、採択となった地域計画に基づく個別の事業について交付申請手続きを行っていただき、事務局による審査を経て交付決定されます。

（５）補助事業実施～完了

交付決定後、補助事業を開始し、実施期間内に精算まで完了させます。

（６）完了実績報告～補助金交付

補助事業の完了実績報告を事務局に提出します。事務局による検査を経て補助金額を確定し、補助金を交付します。

２．公募要件

本公募に申請できる者・団体（以下「申請者」という。）は、以下のいずれかに該当する者です。

- ① 計画の対象地域を管轄する自治体
- ② 計画の対象地域のマーケティング・マネジメントを行う観光地域づくり法人（DMO又はその候補として観光庁長官の登録を受けている法人）
- ③ 計画の対象地域に所在する複数（原則として５者以上。以下同じ。）の民間事業者・団体

①②の場合、計画の対象地域に所在し、かつ補助事業を実施することが見込まれる複数の民間事業者・団体を示す必要があります。また、③の場合、計画審査までに地域計画の対象地域を管轄する市町村への事前通知を行う必要があります。

なお、いずれの申請においても、参加事業者に「宿泊施設の高付加価値化」（補助事業）を行う宿泊事業者*を含めることを原則必須とします。

また、①②及び③の代表者は、採択後、事務局と各参加事業者との連絡調整窓口となるなど、地域計画の策定に係る統括を担うこととします。

※ 旅館業法（昭和 23 年法律第 138 号）第 3 条第 1 項に規定する許可を受けた者とします。ただし、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条第 6 項に規定する店舗型性風俗特殊営業を営む者を除きます。

3. 申請手続き

本公募にあたり、申請者は特設W e b サイトより電子申請を行う必要があります。公募開始及び締切、申請手続きに係る事項は、以下のとおりです。

（1）第二次公募開始及び締切

公募開始：令和 4 年 6 月 1 日（水）

締 切：令和 4 年 6 月 3 0 日（木） 1 7 : 0 0

（2）申請フォーム

（特設W e b サイト内）U R L : <https://kankosaisei.net/>

（3）入力項目

申請フォームの指定項目はすべて入力してください。操作方法については、特設W e b サイトに掲載している「電子申請マニュアル」をご確認ください。

4. 採択基準

申請内容に基づき、以下の採択基準により事務局が候補地域を採択します。

- ① 「Ⅱ－2. 公募要件」を満たしているか。
- ② 補助事業を行う事業者・団体が複数参加しており、計画の対象地域の面的な裨益が見込まれるか。

なお、申請時に以下の入力や資料提出があった場合、審査手続きが迅速に行えるため、伴走支援を優先的に開始することが可能となります。

- ・ 事前相談に着手している金融機関名
- ・ 計画の対象地域や参加事業者の立地が、分かりやすくまとめられた観光マップなどの資料
- ・ 応募時点で検討されている具体的な計画や補助事業の内容に関する資料

※ 資料は申請フォームよりアップロードしてください。様式は問いません。

5. 採択結果

事務局による審査後、採択結果は順次申請者に通知されます。

6. 「候補地域」採択後の流れ

(1) 伴走支援

候補地域は、必要に応じて事務局が提案する項目について検討いただいたうえで、中長期的な観光地の再生・高付加価値化を実現するための地域計画を策定します。

伴走支援では、地域計画策定に係る以下の取組を幅広くサポートします。

- ・ 地域全体の課題抽出・整理
- ・ 地域全体の課題解決の方向性検討
- ・ 地域が目指す方向性・コンセプトの策定
- ・ 個別事業者ごとの経営課題をふまえた事業革新の方向性検討
- ・ 事業計画と連動した施設改修等の検討
- ・ 必要な投資金額に関する見積・回収プランの検討
- ・ 地域全体の計画と個別事業の突合・取りまとめ
- ・ 金融機関と連携した事業性の担保

なお、伴走支援は、地域の課題や取組の規模をふまえ、予算の範囲内においてその内容を確定することとなります。

また、伴走支援に参画できる専門家は、事務局が認めた者のみとします。

(2) 計画審査

地域計画は、事務局が事業性評価などを実施のうえ、一定水準に達したものについて、有識者委員会が審査します。審査基準については、特設Webサイトに掲載している「審査基準」をご確認ください。

(3) 事業実施

計画審査の結果、採択された地域計画に基づく個別事業を行う事業者は、当該事業に係る交付申請を行います。交付申請に係る手続きの詳細は、計画審査の採択決定通知の際にご案内します。

なお、採択時の計画に基づく個別事業の増減や補助金申請額の増減等、一切の変更については、事務局への変更手続きを経ない限り、補助対象となりません（変更手続きを経ない限り、計画に掲載された事業のみが補助対象となる。）のでご注意ください。

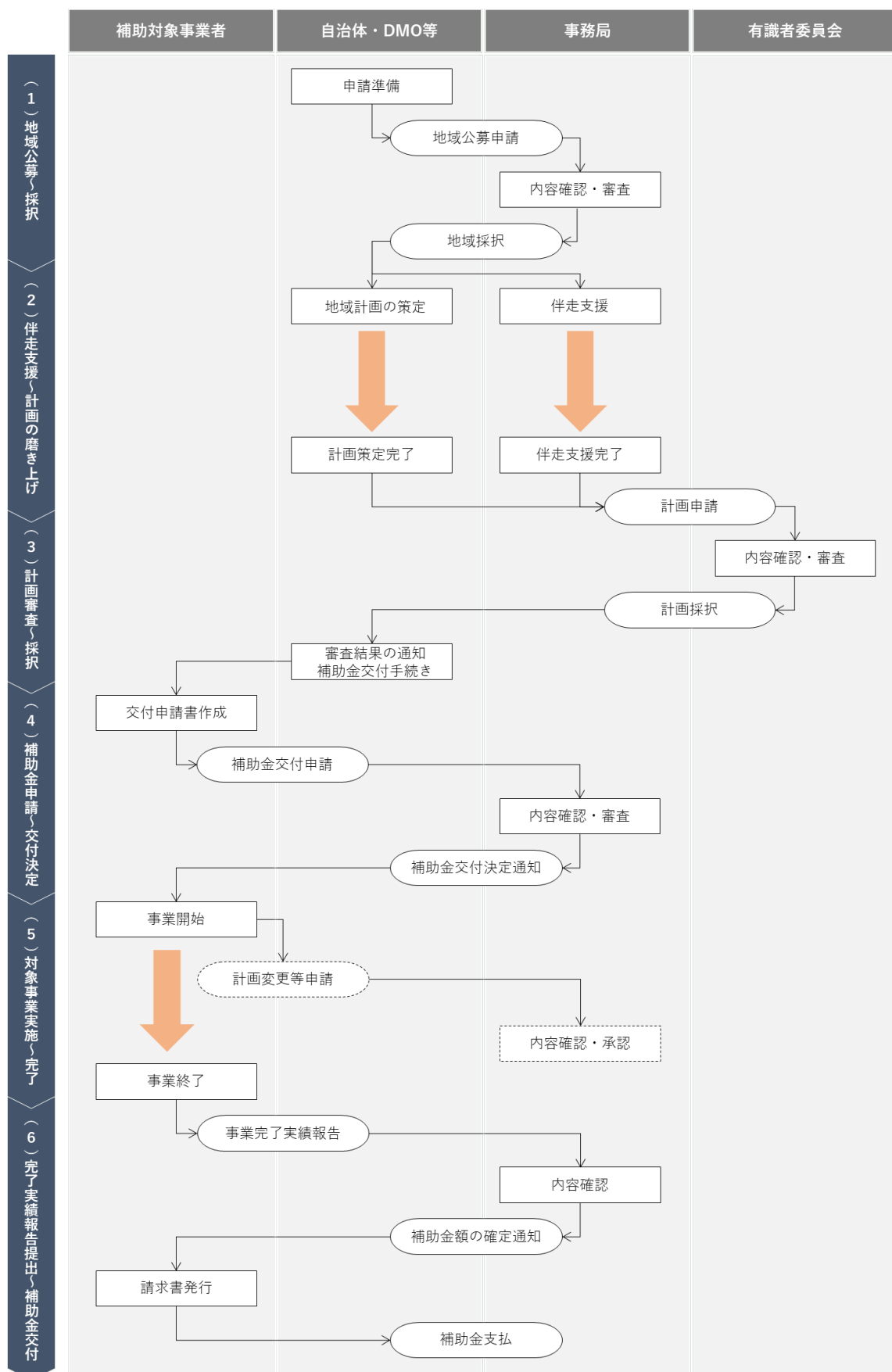


図 2：本事業の流れ

7. その他、重要事項（申請及び候補地域採択後の注意事項等）

1. 公募の趣旨をご理解いただき、ご申請ください。

本事業は、自治体・DMO等による観光地再生に向けた地域計画の作成や同計画に基づく改修事業等を支援するものです。

2. 本公募は補助金の交付を決めるものではありません。

本公募は、「候補地域」を採択するものです。採択後に、地域計画に係る計画審査があり、当該計画が採択された場合に限り、補助金の交付申請が可能となります。当該計画が採択されなかった場合は、補助金の交付申請はできませんのでご注意ください。

3. 申請内容に虚偽がある場合の対応

申請内容に虚偽がある場合は、採択が取消となる可能性があります。申請内容に際しては、事実と異なる記載内容での申請とならないよう、十分にご確認ください。

4. 反社会的勢力の排除

次の①から④に掲げるいずれかに該当することが判明した場合は、採択が取消となる可能性があります。

- ① 法人等（個人又は法人をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき
- ② 法人等の役員等（個人である場合はその者をいう。以下同じ。）が、自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- ③ 法人等の役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- ④ 法人等の役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながら、これと社会的に非難されるべき関係を有しているとき

5. 本事業で取得した情報の使用目的

地域公募に係る申請や伴走支援等により取得した個人情報および経営情報は、以下の目的以外に利用することはありません。個人情報および経営情報を除く情報については、本事業の各種用途にて利用する可能性があります。

- ・ 本事業における地域の審査・選考・事業管理のため
- ・ 補助事業の適正な執行のために必要な事務連絡、資料送付、効果分析等のため
- ・ 申請情報を統計的に集計・分析し、申請者を識別・特定できない形態に加工した統計データの作成のため
- ・ 本事業の周知広報のため（個人情報や具体的な補助金額等を除く）

6. その他

申請者等は、本公募要領や特設Webサイト等に記載ない細部については、事務局からの指示に従うものとします。

付録

1. 「地域一体型」補助対象事業（6月1日時点）

採択された計画に基づき実施する事業のうち、補助対象となる事業の概要は以下のとおりです。

※ 補助対象事業の正確な内容については事務局が別途基準を定めることとし、伴走支援において、個別事業を実施する対象者に説明します。

補助対象事業	補助対象事業者	補助率	補助上限額
① 宿泊施設の高付加価値化改修 ※ 本項目は、各施設1申請のみ申請することができます。 ※ 原則として、「改修」のみが対象となり、「新築」は対象外です。また、「増築」についても、事務局が別途定める基準に該当するものを除き、対象外となります。 ※ 事務局が定める債務償還年数や事業性に係る基準に達したものであって、事業性の第三者精査（金融機関）を経た場合は補助率を2/3とします。具体的には伴走支援時にご相談ください。 ※ 原則、外観改修等の（宿泊客以外の）外部に裨益する内容を含むことを条件とします。 ※ 高付加価値化改修とは改修前後で比較して宿泊施設の収益力が向上する改修を指します。 ※ 大規模施設に該当する施設では事業費3,000万円を超えることを目安とするほか、その他の規模の事業者についても規模に応じた相応の事業費があることを原則とし、計画参加事業者全体で大規模な改修が行われる事業について、優先的に採択することとなります。ただし、「既存観光拠点の再生・高付加価値化推進事業」による事業など、直近の改修実績についても勘案することとします。 ※ 外観改修等外部裨益のために必要な、建物改修に付随する外壁・庭等の改修も一定の範囲で補助対象となります。	宿泊事業者等	1/2 (2/3)	10,000万円
② 観光施設の改修 ※ 本項目は、各施設1申請のみ申請することができます。 ※ 観光施設とは、観光客の利用を念頭においた宿泊施設以外のものであり、一般に土産物店・飲食店等を指します。	民間事業者等	1/2	500万円
③ 廃屋の撤去（跡地が観光目的の利用に供されるものに限る） ※ 廃屋とは「建築物又はこれに附属する工作物であって、使用がなされていないことが常態であるもの（立木その他の土地に定着する物を含む。）」と事務局が認める建築物を指します。 ※ 補助対象経費は廃屋の撤去に係る工事費用のみであり、跡地の整備費は補助対象となりません。 ※ 跡地活用については補助の条件とし、交付申請段階で跡地活用計画（用途、時期）を提出いただくほか、跡地活用について事務局（観光庁）の求めに応じて報告していただくこととします。 ※ なお、撤去対象が宿泊施設である場合に限り、①宿泊施設の高付加価値化改修との併用（宿泊施設として陳腐化し、建替えを要するような施設に関する撤去及び再建）が認められます。	民間事業者等	1/2	10,000万円

④ 公的施設の観光目的での利活用のための民間活力の導入 ※ 本項目は、各施設 1 申請のみ申請することができます。 ※ 公的施設とは、一般住民（不特定多数）の利用を念頭においたものであり、一般に学校・図書館・公民館・美術館・博物館・市民ホール等を指します。 ※ 観光目的とは、外部からの来訪者を念頭に置いた対象を指します。医療施設や老人福祉施設等、主に地域住民の福祉を目的とした利用は補助対象となりません。また、地域で実施される「宿泊施設の高付加価値化改修」等他事業と関連する事業である必要があります。 ※ 新たな民間活力の導入、既存民間委託契約等の条件変更のいずれかを行うことを前提とする改修のみ補助対象となります。	自治体等	1/2	2,000 万円
⑤ 交通関係事業 ※ 事業内容により補助率、補助上限額が異なります。（別紙参照） ※ 観光地としての魅力向上を目的とする実証運行に係る経費が補助対象となります。単に既存路線の維持を目的とする事業は補助対象外となります。 ※ 原則として運輸局への相談も要しますので、伴走支援時に事務局宛にご相談ください。 ※ なお、実証運行等ソフト事業の補助額の上限は、原則として、下記⑥の実証実験と合わせ地域計画全体の総補助額の 1 割とします。	交通事業者等 （自動車、 海事、鉄道）	1/2	500 万 ～ 5,000 万
⑥ 実証実験（⑤に該当するものを除く） ※ 実証実験とは、地域計画において実施する施設改修等の効果を最大化する生産性向上を目指す取組等を指します。 ※ 総事業費が補助対象となります。ただし、収益が発生するものについては、収益が総事業費の 1/2 を超えた場合は収益納付の対象となります。 ※ 事業が交通法規に係る場合は、原則として運輸局への相談も要しますので、伴走支援時に事務局宛てにご相談ください。 ※ なお、実証実験の補助額の上限は、原則として、上記⑤の実証運行と合わせ地域計画全体の総補助額の 1 割とします。	自治体、 民間事業者等	1/2	1,000 万円

※ 地域計画に基づく事業の補助金申請額の合計の上限はありません。

※ 上記①～⑥をそれぞれ複数の事業者で実施することが求められます。

また事業ごとに条件がありますのでご注意ください。

2. 補助対象事業者

補助対象事業者は以下の法人等を想定しており、詳細は交付要領にて別途ご案内します。

- ・ 自治体、観光地域づくり法人（DMO又はその候補として観光庁長官の登録を受けている法人）
- ・ 宿泊事業者※
- ・ 民間事業者（宿泊事業者を除く）
- ・ その他、地域における観光まちづくりに取り組む法人又は団体

※ 旅館業法（昭和 23 年法律第 138 号）第 3 条第 1 項に規定する許可を受けた者として
 ます。ただし、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法
 律第 122 号）第 2 条第 6 項に規定する店舗型性風俗特殊営業を営む者を除きます。
 なお、次の①から④に掲げるいずれにも該当しない者であることを、交付申請時に
 宣誓いただくことを必須とします。

- ① 法人等（個人又は法人をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行
 為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団
 をいう。以下同じ。）であるとき
- ② 法人等の役員等（個人である場合はその者をいう。以下同じ。）が、自己、自社も
 しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、
 暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- ③ 法人等の役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を
 供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関
 与しているとき
- ④ 法人等の役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながら、これと社会的
 に非難されるべき関係を有しているとき

3. 想定される補助対象経費・補助対象外経費（一例）

補助対象経費は、以下を想定しています。

補助対象事業	補助対象経費例
① 宿泊施設の高付加価値化改修	改修工事費、設計費、付帯工事費等
② 観光施設の改修	改修工事費、設計費、付帯工事費等
③ 廃屋の撤去	建物撤去工事費、撤去に係る事前調査費
④ 公的施設の観光目的での利活用 のための民間活力の導入	改修工事費、設計費等
⑤ 交通関係事業	観光客の入込増加が見込めるハード・ソフト面 対応に係る地域一体で取り組むイベント開催 経費、イベント列車用の改造経費等
⑥ 実証実験	地域計画に基づく改修と連動して実施する、宿 泊施設の生産性向上のために実施するシステ ム開発、コンテンツ開発、これら事業の実施に 伴い必要となる備品・消耗品費等 （⑤に該当するものを除く）

なお、ここでのいう「高付加価値化改修」とは、単なる老朽修繕・補修は対象とせず、
 改修後、各施設の収益力を向上させる改修を指します。改修にあたっては、具体的な
 収益（見込み）の前後比較などの資料についても提出いただく予定です。

※ 物品購入費は原則補助対象外経費とします。ただし、施設にビルドインもしくは固定された備品は補助対象経費とします。

補助対象外経費は、以下を想定しています。

- ・ 法令又は条例等において義務化されている設備等の導入に係る工事費
- ・ 補助対象事業者の経常的な経費（補助事業推進にかかる人件費及び旅費、事務所等に係る家賃、保証金、敷金、仲介手数料、光熱水費、通信料等）※
- ・ 同一事業の経費において、国（独立行政法人含む）より別途補助金が支給されている場合
- ・ 恒久的な施設の設置、用地取得等、本事業の範囲に含まれ得ない経費
- ・ 営利のみを目的とした活動に関する経費
- ・ コミュニティファンド等への初期投資（シードマネー）、出資金
- ・ 応募主体における経常的な経費（運営に係る人件費及び旅費、事務所等に係る家賃、保証金、敷金、仲介手数料、光熱水費及び通信料等）
- ・ 親睦会に係る経費
- ・ 振込手数料
- ・ 国の支出基準を上回る謝金費用
- ・ その他事業と無関係と思われる経費

※ 本事業に必要となるアルバイト等の臨時職員の経費は、補助対象経費とします。